

## 令和8年度「赤井川村地域おこし協力隊・農業支援員」募集要項

札幌市と隣り合う、人口1,400人ほどの小さな農村あかいがわ村。村内には、信号機が3ヵ所、唯一の公共交通機関は村が運営するバス1日6本のみ。こんな過疎の村ですが、日本で最も美しい村連合に加盟し、主産業である農業がつくる農村景観を守る活動に取り組み、冬は世界屈指の雪質を楽しめるスキー場“キロロリゾート”に国内外から多くの観光客が訪れる観光の村でもあります。

今、赤井川村では、新たな農業の担い手づくりを推進しており、地域農業の労働力不足解消と合わせて、農業振興と地域活性化を目指しています。

このため、農業に興味・関心があり、将来的に農業で自立を目指している方を「赤井川村地域おこし協力隊・農業支援員」として募集します。農業支援員の活動を通して、農業技術や経営ノウハウなどを習得していただき、期間給料後は、農業で自立し、定住されることを期待しています。

### 1. 募集人員

- ・ 3名

### 2. 求める人材

- ・ 新規就農を目指し、農業研修を行う人材
- ・ 地域活動へ積極的に参加し、地域に貢献できる人材

### 3. 募集地域（活動範囲）

- ・ 赤井川村内

※研修等により村外へ出張することがあります。

### 4. 活動内容

本募集による活動は、新規就農希望者の農業研修として位置づけます。

- ① 受入団体のもとでの農業支援を通して農業経験取得
- ② 将来的に居住する集落の一員として、水源保全、環境保全、住民生活支援等の地域活動に参加していただきます。
- ③ その他、地域おこしの支援（地域のお祭りやその他のイベントに参加）や地域力の維持・強化に資するために必要な活動に参加していただきます。

### 5. 応募要件

以下の要件を全て満たす者とします。

- ① 3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎等、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域等を除く。）から赤井川村に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な方
- ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ③ 国・都道府県・市町村の各種税金、国民健康保険料、国民年金等の滞納がない方
- ④ 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない者（※現時点で運転免許の無い方はご相談ください。）

## 6. 身分

- ・身分は「赤井川村委託型地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、村長が委嘱します。
- ※雇用契約は結びません。

## 7. 任期

- ① 令和8年4月令和9年3月末までの期間を予定  
ただし、活動状況を勘案し任期を1年ごと更新し、最長2年間（令和11年3月31日まで）の延長を可能とします。
- ② 隊員としてふさわしくないと支援機関および赤井川村が判断した場合、期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

## 8. 活動時間・日数

- ① 原則として1日当たり8時間を目安とする（週40時間）。
- ② 原則として週5日間とする。
- ③ 始業・就業時間及び休日（2日）は、業務ローテーションにより変動します。

## 9. 待遇・福利厚生

### ①報償費

月額 199,375円

※報償費については、赤井川村の令和8年度予算成立が前提となります。

今後、内容等に変更が生じる場合があります。

### ②年次休暇

10日/1年

### ③その他

雇用契約を結ばないことから、社会保険及び雇用保険等には加入しません。

ただし、農作業にはけが等のリスクが伴うことから傷害保険の加入を義務化しています。

## 10. 雇用形態

- ① 赤井川村地域おこし協力隊設置要綱に基づき、支援機関の非常勤嘱託社員として委嘱します。

## 11. 応募手続等

- ① 募集期間：令和8年3月6日まで（提出書類必着）
- ② 提出書類：・別紙「地域おこし協力隊・農業支援員応募用紙」  
・履歴書  
・住民票
- ③ 受付場所：郵送若しくは下記「お問い合わせ」のメールアドレス

## 12. 選考

下記のとおり実施します。なお、応募に係る経費（書類申請及び面接に伴う交通費等）は、すべて応募者の負担となります。

- ① 1次選考：書類審査の上、結果を令和8年3月中旬までに応募者全員に通知します。
- ② 2次選考：1次選考合格者を対象に赤井川村において面接試験を実施。日時等は1次審査結果通知と合わせて通知します。
- ③ 最終選考結果は、1次選考実施後に通知します。

### 【お問い合わせ】

担 当：赤井川村役場産業課農政係 二川（にかわ）

Eメール：sangyouka2@vill.akaigawa.lg.jp